

大阪府、大阪市と株式会社 SkyDrive との「空飛ぶクルマ」の実現に向けた連携協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）と株式会社 SkyDrive（以下「丙」という。）とは、次世代モビリティとしての利活用が期待される「空飛ぶクルマ」の大阪での実現に向け、相互の連携強化を図ることで、大阪の成長及び地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙がパートナーとして密接に連携することにより、「空飛ぶクルマ」の開発及び実用化等を通じて、科学技術の発展、防災機能の強化、イノベーションの創出、大阪の地域活性化、産業振興及び2025年大阪・関西万博に向けた機運醸成等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- 「空飛ぶクルマ」の社会実装及びビジネス化に向けた実証実験に関すること
- 「空飛ぶクルマ」の社会受容性の向上など環境整備に関すること
- 大阪のスタートアップ・エコシステムの活性化に関すること
- 前各号に定めるもののほか、前条の目的に資すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲、乙又は丙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙のいずれかがこの協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって他の2者に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたと

きは、甲乙丙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月14日

甲：大阪市中央区大手前2丁目

大阪府

代表者 大阪府知事 **吉村 洋文**

乙：大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 **松井 一郎**

丙：東京都新宿区大久保3丁目8番

株式会社 SkyDrive

代表取締役 CEO **福澤 知浩**